静岡県告示第150号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月９日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

２の表中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

２の⑴のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡銀行戸塚支店」　を　「静岡銀行戸塚支店
静岡銀行綱島支店」　に改める。

２の⑴のエの表株式会社静岡銀行戸塚支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行綱島支店	神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目３番17号		

２の⑵のエの表株式会社清水銀行袖師支店の項所在地の欄中「袖師町1100番地の２」を「西久保301番地の３」に改め、同表株式会社清水銀行辻支店の項所在地の欄中「辻４丁目４番20号」を「西久保301番地の３」に改め、同表株式会社清水銀行庵原支店の項所在地の欄中「原121番地の11」を「西久保301番地の３」に改める。

２の⑶のエの表島田信用金庫永楽町支店の項所在地の欄中「８番４号」を「11番16号」に改める。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　２の⑴のアの表及び２の⑴のエの表に係る改正規定　平成30年３月28日

⑵　２の⑵のエの表及び２の⑶のエの表に係る改正規定　平成30年３月12日